都道府県による専任教員再教育事業について

○看護職員資質向上推進事業の実施について〈抜粋〉

(平 11・6・11 健政発 696) 最終改正 平 18・1・18 医政発 0118004 厚生省健康政策局長から各都道府県知事宛

別添 看護職員資質向上推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、近年の少子高齢化の進展や疾病構造の変化による医療の高度化・専門分化に対応し、国民の要望に応じることができる資質の高い看護職員の確保に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 専任教員再教育事業

看護職員養成については、医療の高度化・専門分化に対応できるよう、その教育内容の向上を図るため、逐次カリキュラム改正等が行われているところであり、資質の高い看護職員の養成を図るため、専任教員の再教育研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

(2) 看護教員等養成事業

医療の高度化・専門分化に対応するため、看護師等養成所のカリキュラム改正等が逐次 行われ、専任教員配置の充実や実習場所の拡大等により教育内容の向上が図られていると ころであり、その需要に対応するため、看護教員養成講習会及び実習指導者講習会を開催 し、看護教員等の確保と資質の向上を図る。

(3) 看護職員臨床技能向上推進事業

指導的立場に立つ熟練した看護職員及び実務経験五年以上の中堅看護職員に対し、各々の段階に応じた研修を実施し、専門性の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

3 事業の実施

事業の実施については、専任教員再教育事業は別紙1、看護職員臨床技能向上推進事業は別紙2、看護教員等養成事業は、厚生省健康政策局長通知(平成10年3月4日付健政発第241号「看護教員養成講習会実施要領について(通知)」及び平成6年10月31日付健政発第783号「都道府県保健婦助産婦看護婦実習指導者講習会の開催について」)によることを基本として、地域の事情に合わせた実施体制を確立する。

4 実施主体

看護職員資質向上推進事業の実施主体は都道府県とする。(ただし、2の(3)に定める事業のうち、看護職員専門分野研修の実施主体については都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。)

また、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体に委託することができる。

5 国の補助

国は、予算の範囲内で、看護職員資質向上推進事業に要する経費について別に定める基準により、補助するものとする。

(別紙1)

専任教員再教育事業の実施について

1 目的

看護職員養成については、医療の高度化・専門分化に対応するため、その教育内容の向上を図ることが重要であり、逐次カリキュラム改正等が行われているところである。

このため、既に専任教員として従事している者については、自己研鑚に努められているところと思料されるが、時間的な制限等により必ずしも十分なものとはなっていないと考えられる。 このような状況から、専任教員に再教育研修を実施し、看護教員の資質の向上を図る。

2 実施方法

- (1) 実施期間 1回当たり5~10日間程度
- (2) 実施回数 年3回程度
- (3) 定 員 1回当たり35人程度

3 研修会の内容 (例)

- (1) 看護教育内容の向上
 - ア 在宅医療の推進と看護(効果的な退院指導と在宅看護)
 - イ 在院期間短縮に効果のあるクリティカルパスの活用
 - ウ インフォームド・コンセントの方法
 - エ 院内感染 (MRSA、VRE) の防止
 - オ チームケア(福祉事業との連携)
 - カ セルフケア能力の向上 (予防)
 - キ 看護倫理
 - ク 医療安全
- (2) 看護教育方法の向上
 - ア 魅力ある看護教育(少子化・高学歴志向)
 - イ 自己学習能力の向上
 - ウ 教育教材の工夫(パソコンや視聴覚教材の活用)

資料5-2

平成20年度 専任教員再教育事業

都道 府県	実施回数	実施期間	会場	講師数	受講者数	事業内容
青森	10	5日	弘前学院大学	9人	17人	・フィジカルアセスメント・医療安全・災害看護
岩手	20	①4日 ②2日	岩手県看護研修センター	①8人 ②4人	定員 ①②各40人 受講者数 ①②計実67人 (延223人)	・災害看護・統合分野への対応 ・医療コミュニケーションをどう教えるか ・看護教育能力の獲得(ポートフォリオの活用) ・医療・看護政策の今を知る ・看護管理の本質 ・看護の動向 ・終末期看護過程の展開方法
福島	20	①2日 ②1日	ふくしま中町会館 杉妻会館	①2人 ②1人	①114人 ② 32人	・カリキュラム改正を踏まえた効果的な実習指導 ・災害看護及び国際看護の教育展開の基本
埼玉	3回	①1日 ②9日間 ③1日	創業・ベンチャー支援セン ター 大宮合同庁舎 さいたま市文化振興事業団 プラザイースト	①1人 ②1人 ③6人	①53人 ②21人 ③59人	・未来教育プロジェクト学習・ポートフォリオ活用の手法を学ぶワークショップ ・授業のデザインとリフレクション ・災害看護の基礎、トリアージに関する講義・演習
神奈川	2回	①4日 ②3日	神奈川県立保健福祉大学実 践教育センター	①1人 ②1人	①35人 ②35人	①授業における教材研究 ②学生の自己理解と成長につなげる実習計画
新潟	20	①5日 ②5日	新潟ユニゾンプラザ他	①1人 ②1人	①11人 ②12人	・人を育てるコーチング ・実習指導の展開と評価
富山	5回	①1日 ②1日 ③3日 ④2日 ⑤2日	とやま自遊館 飛騨千光寺 富山市立看護専門学校	①1人 ②1人 ③1人 ④1人 ⑤1人	①84人 ②21人 ③65人 ④46人 ⑤35人	・カウンセリングを通しての学生理解と指導 ・自らのスピリチュアルケア ・看護技術の教育方法と到達度の評価 ・臨床看護学に生かす専門基礎知識(看護学に必要な解剖 生理学) ・効果的な授業を目指して(プレゼンテーションカ)
福井	3回	①1日×4 ②1日×2 ③1日×4	県立看護専門学校 敦賀市立看護専校学校 武生看護看護専門学校 福井大学医学部看護学科	①2人 ②2人 ③2人	①36人、8人、 28人、4人 ②34人、27人 ③39人、41人、 8人、20人	①臨地での学習支援とコミニュケーション教育」(講義) 「科目・単元の構築他」 「新カリキュラムを踏まえた看護技術教育の考え 方と教育実践」(講義) 「授業案作成 他」 ②「講義・実習でわかる看護過程の考え方(講義) 「高等教育における教授法」(講義) ③「看護基礎教育に活かすフィジカルアセスメントII」 (講義) 「成人看護学における技術教育 他」 「老年看護学における看護技術教育」 「研究指導」
愛知	20	①5日 ②5日	愛知県立総合看護専門学校 (愛知県看護研修センター)	①1人 ②2人	①35人 ②35人	・授業リフレクション研修・WEB研修
兵庫	30	①3日 ②5日 ③5日	①兵庫県看護協会 ③ " ②病院 訪問看護ステーション	①3人 ②延40人 ③5人	①35人 ②28人 ③40人	①新人の専任教員研修 ・看護教育制度とカリキュラム ・魅力ある臨地実習指導 ・看護教員に求められる人間関係・危機管理 ②中堅の専任教員研修 各専門分野からテーマを選択し、施設を決定し実務研修 を実施 ・総和ケア ・粒子線治療 ・小児看護 ・が問看護 ・訪問看護 ・訪問看護 ③すべての専任教員研修 ・医療安全(RCA分析) ・看護基礎教育における災害看護教育方法 ・基礎看護技術の強化 ・フィジカルアセスメントの教育方法 ・学生の統合力を育てるには

都道府県	実施回数	実施 期間	会場	講師数	受講者数	事業内容
和歌山	20	①4日 ②3日	①県立高等看護学院 ②県立なぎ看護学校	①9人 ②3人	①41人 ②30人	・新カリキュラムに関すること ・教育概要および学生指導について ・学校管理・運営について ・自己点検・自己評価について ・フィジカルアセスメントについて ・運動器系のアセスメントについて ・看護アセスメントについて ・看護教育内容の向上:カウンセリング理論と技法について ・看護教育方法の向上:現在の若者の特徴について、学生への効果的な介入について
熊本	20	①5日 ②5日	熊本県庁 熊本県立大学 熊本保健科学大学	①10人 ②10人	①30人 ②80人	・医療安全への教育(教育の必要性、現状と課題・事例からの学習) ・看護基礎教育カリキュラム改正に伴う内容 (コミュニケーションスキルの向上、フィジカルアセスメントについて) ※②は、プログラム内容に応じ施設の実習指導者と合同 (実習指導者 延201人)
鹿児島	2回	①5日 ②5日	鹿児島県教職員互助会組合 会館	①6~8人 ②6~8人	①35人 ②35人	看護教育の内容や方法の向上に向けたテーマ
沖縄	4回	講義:3日 演習:40h 発表:6h	沖縄県立浦添看護学校	2人	講義:99~59人 演習:95人 発表:72人	(講義) 看護実践能力育成のための看護技術の教育方法 「看護技術力向上に向けた授業実践」 (講義・演習) 1. フィジカルアセスメントの教育方法 2. フィジカルアセスメントの実際 (演習) 1. 看護技術の教育方法の検討 2. 看護技術教育における授業の考え方 3. 看護技術の授業試案作成

福村参考人 資料

5年一貫校における 看護教員の継続教育のあり方



千葉県立幕張総合高等学校 看護科·専攻科 教諭 福村知加子



継続教育の現状 【1 研修の種類】

- 県教育委員会による悉皆研修
- 教員免許更新のための研修
- 県内の高校看護科で組織する教育研究会 (看護部会)
- 校内の学習指導部や教科による研修
- 産業教育等に関する指導者向け研修
- 個人研修(教育関係、看護関係)
- 校内指導者、管理者を養成する研修



継続教育の現状 【2 教育委員会による悉皆研修①】

教員は教職経験及び各ライフステージに応じて学校で担う役割が異なるため、各段階において必要な資質能力を備えなければならない。そのため、初任、中堅、管理職の段階に分けて研修が体系化され実施されている。



継続教育の現状

【2 教育委員会による悉皆研修②】

■ 初任者研修(法定研修)

新規採用された教員に対して採用の 日から1年間、実践的指導力と使命 感を養うとともに、幅広い知見を得る ため、学級や教科・科目を担当しな がら実践的な研修を行う。



継続教育の現状 【2 教育委員会による悉皆研修③】

■ 5年経験者研修

教職経験5年の前期層教員を対象に、 学級経営、学習指導及び生徒指導等 に関する研修を実施し、実践的指導 力の育成及び向上を図る。



継続教育の現状

【2 教育委員会による悉皆研修④】

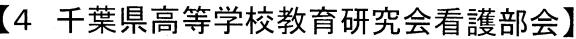
■ 10年経験者研修(法定研修)

個々の教員の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等、指導力の向上や得意分野づくりを促すことをねらいとしている。

継続教育の現状 【3 免許更新のための研修】

10年ごとに最新の知識技能を身に付け、教員として必要な資質能力を保持することがねらいとなっている。研修を受けなければ教員免許を更新できない。

継続教育の現状



- 1年に2回開催
- 研究授業、教材研究
- カリキュラム研究
- 国家試験対策
- 指導資料の作成
- 時事の新たな教育内容に関する講習



継続教育の現状 【5 校内研修】

■ 学習指導部

シラバス、年間授業計画、公開授業(2週間)、授業研究、授業アンケート

■ 看護科・専攻科

シラバス、年間授業計画、研究授業 チーム・ティーチングによる授業研究 実習手引きの作成 臨地実習の結果を情報交換し、授業にフィードバック



継続教育の現状

【6 産業教育に関する指導者向け研修】

- 独立行政法人教員研修センター 産業・情報技術等指導者養成研修 海外派遣研修
- 全国看護高等学校長協会関係全国看護高等学校研究協議大会看護高等学校研究協議会高等学校看護教育研究会
- 日本看護学校協議会 学会 教育研修会、教務主任会議



継続教育の現状 【7 個人の希望による研修①】

■ 総合教育センターの研修

長期:数ヶ月~1年間

医療現場、民間企業、大学など

短期:1~数日

教科指導、生徒指導、進路指導 特別支援、IT活用、人権教育 教育相談など



継続教育の現状 【7 個人の希望による研修②】

- 看護協会(全国・都道府県)
- 看護学会
- 各教員専門領域の現場研修
- 各教員の出身校の卒後研修
- 国立保健医療科学院(医療安全など)
- ■その他

継続教育の現状

8 学校指導者、管理者を養成する研修】

- 独立行政法人教員研修センター 中堅教員研修 校長・教頭等研修 指導者養成研修 教育課題研修指導者の海外派遣プログラム
- 県教育委員会 生徒指導主事研修 新任教務主任研修 教頭・校長研修



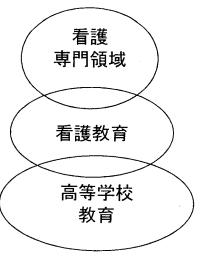
継続教育の現状 【9 研修の受け方】

- 看護教員全員が対象となり、定期的に行う研修 県内看護部会、校内学習指導部・教科
- 定められた時期に必ず行う研修 初任者、5年経験者、10年経験者、免許更新時
- 推薦または人数制限のため順番に受ける研修 少ない場合2~3年に1種類、多い場合毎年1~2種類 産業教育等に関する指導者向け研修
- 個人が計画的に行う研修各自で申込み、毎年1つ以上受けている
- 校内の役割に応じて受ける研修 指導者、管理者向け研修



継続教育の現状 【10 研修のつながり】

- 高校教育悉皆研修、総合教育センター教員研修センター など
- 看護教育 校長協会、指導者養成講習 看護学校協会
- 看護専門領域 学会、看護協会、医療現場
- その他





継続教育の現状【11 まとめ】

- シラバス、年間指導計画、授業研究、教材研究、臨地実 習状況や授業アンケートのフィードバック等、日々の研修 は充実し、成果を挙げている。
- 看護の教員は大学他、多種の養成施設を卒業し、医療 現場の経験も多様なため、校内の研究協議でも互いに 知見が広がり、刺激となり、資質の向上につながってい る。
- 5年一貫カリキュラムの実施により、年間を通して実習引率の負担が大きく、長期研修の機会等の確保が問題となっている。

継続教育の課題



- 医療現場における研修
 - 現在は長期休業中や実習前の現場研修の機会しか確保できない状況にある。どの教員も専門領域の現場経験は一定期間毎に必要としているので、少なくとも3~4か月または1年間等のまとまった期間の研修の機会を確保していきたい。
- 新たな教育内容に関する研修 看護教育のカリキュラムは短期間に大幅に変わってきているため、 新たな教育内容を体系的に学ぶ機会を確保していきたい。
- 研修中の代替教員 日々の教育活動の中では実施できない長期研修は代替教員が得られなければ、研修を希望することも困難になるので、長期研修時には代替教員を確保していきたい。